

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時02分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成28年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、古武会長よりごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしく願います。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は20名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員20名であり定足数に達しておりますので、これより第7回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に岩上委員、鈴木委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回、案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請者が既存住宅敷として転用するための申請です。申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、申請者が既存住宅敷として転用するための申請です。 申請地につきましては、昭和45年以前から住宅の庭及び納屋敷などとして利用されており、今後も宅地として利用することから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これより、番号1及び2の現地確認の報告を、各委員をお願いいたします。
	小島委員	番号1について、16日に現地確認を行った。 申請地は、事務局説明のとおり、昭和45年以前から宅地等として利用されており、今後も宅地等として利用することを、本人から確認できました。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。
	松沼委員	番号2について、20日に現地確認を行った。 申請地は、事務局説明のとおり、昭和45年以前から宅地等の一部として利用されており、今後も宅地等の一部として利用すると思われま。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いしたい。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいただきます。
	事務局	議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は7件でございます。総会資料の3ページ以降をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、両親や祖父母の世話をするために、両親や祖父母の家の近くに住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、分家住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、実家にて家族と生活しておりますが、手狭であることや両親の農作業を手伝うために、近くに家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内で建設業を営んでおりますが、車両の置き場に困難が生じていること、既に利用している資材置場では手狭であることから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、既存住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、平成27年に自己用住宅のため、申請地に隣接する宅地及び申請地を購入し、隣地宅地部分において生活しておりますが、申請地を住宅敷として利用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 なお、申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として利用されているため、既存住宅敷としての転用となります。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>番号5につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の住まいが子供の成長に伴い、手狭となったため、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号6につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供が生まれ現在の住まいが手狭となったため、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>農地の区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号7につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、現在の住まいが子供の成長に伴い、手狭となったため、自分たちの家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	議長	<p>説明が終了しました。これより、番号1から7の現地確認の報告を、各委員にお願いいたします。</p>
	松沼委員	<p>番号1について、20日に現地確認を行った。</p> <p>申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p> <p>また、周辺はすでに宅地等として利用がされており、今後、住宅地として発展する可能性が高い地域です。</p> <p>なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>また、現在、申請地は農地として利用されており、違反等はされておりません。</p> <p>したがって、転用理由、付近の状況等から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	竹内委員	<p>番号2について、20日に現地確認を行った。</p> <p>申請地につきましては、以前は植木畑として利用されておりましたが、現在は伐採され、農地として利用されており、違反等はされておりません。</p> <p>また、周辺はすでに宅地等として利用がされており、今後、住宅地として発展する可能性が高い場所です。</p> <p>なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>したがって、転用理由、付近の状況から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	吉澤委員	<p>番号3について、20日に現地確認を行った。  申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。  また、周辺はすでに宅地等として利用がされており、今後、住宅地として発展する可能性があると思います。場所につきましては、現地案内図5ページを参照願います。申請地は、県道さいたま幸手線の西側に位置し、周辺300m以内には幼稚園・小学校・中学校等があります。</p> <p>なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。  また、申請地は、現在農地として利用されており、違反等はされておりません  したがって、転用理由、付近の状況から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	関根委員	<p>番号4について、20日に現地確認を行いました。  申請地は、事務局説明のとおり、昭和45年以前から宅地等の一部として利用されており、今後も宅地等の一部として利用すると思われます。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。皆様の審議をお願いします。</p>
	関山委員	<p>番号5について、昨日現地確認を行いました。  申請地等につきまして、事務局説明のとおりです。  申請地は以前、陸田として利用されておりましたが、現在は草が若干生えている状況です。現地案内図7ページをご確認ください。場所については、北4メートル道路に接道しており、駅から南に徒歩約13分のところ。西や東には高井歯科医院、藤野病院などがあり、東小学校が南に約200メートルのところにあります。  また、申請地につきましては、10ha以上の集団農地としては認められず、違反等もされていない。  先ほど説明させていただいたとおり、周辺はすでに宅地等として利用がされており、今後、住宅地として発展する可能性が高い地域です。  したがって、転用理由、付近の状況から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	渡邊委員	<p>番号6について、20日に現地確認を行った。  申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。  また、周辺はすでに宅地等として利用がされており、今後も市街地として発展する可能性が高い場所です。地図の8ページを参照していただきたいと思います。場所は、篠津小・中学校から約500mくらい、宇都宮線沿線付近です。  また、申請地は、現在農地として利用されており、違反等はされておりません。  したがって、転用理由、付近の状況から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	岩上委員	<p>番号7について、20日に現地確認を行った。  案内図は10ページです。  申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。  また、周辺はすでに宅地等として利用されており、今後も市街地として発展する可能性が高い場所です。場所は、市立南小学校から東へ約200mくらいのところで、水道管が埋設された道路に沿っています。  なお、転用の理由等は、事務局説明のとおりです。  また、申請地は、現在農地として利用されており、違反等はされておりません。  したがって、転用理由、付近の状況から転用はやむをえないと判断いたしました。皆様の審議をお願いします。</p>
	議長	<p>報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	江口委員	番号6について、面積が242㎡ということで300㎡に満たないが、内容について説明をお願いします。
	事務局	番号6については、農地部分と宅地の一部を利用しております。宅地部分も含めた合計面積が、300㎡を超える面積であるため、建築課から問題ないとの回答をいただいております。
	江口委員	了解した。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第16号 農地法第3条第2項の別段面積の設定について	議長	日程第3 議案第16号 農地法第3条第2項の別段面積の設定について を議題といたします。事務局から内容の説明をいたさせます。
	事務局	<p>議案第16号 農地法第3条第2項の別段面積の設定について を事務局からご説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に規定されておりますが、農地を農地として権利を取得する場合の許可基準の一つとして、権利取得後の経営面積は、50アール以上と規定されております。これを一般に下限面積要件要件といっております。</p> <p>この下限面積につきましては、農地法施行規則第17条に掲げる要件を備えている場合には、農業委員会の判断で『別段の面積』を設定し、下限面積を引き下げられることとなったものです。</p> <p>併せまして、農業委員会は、毎年、『別段の面積』の設定又は見直しの必要性の有無について検討し、農業委員会総会におきまして決定することとなっております。</p> <p>これにより、本市では、昨年7月の総会におきまして、「別段の面積は設定しない」との決定をしたところでございます。</p> <p>下限面積を引き下げる場合の要件といたしまして、例えば、下限面積を30アールと設定するためには、農地面積30アール未満の農業者が、区域全体の農業者の4割以上いる場合でないと設定できません。</p> <p>本市においては、「2010農林業センサス」のデータにより確認したところ、50アールを下まわる農家数は、全体の40%以上存在しておりませんでした。</p> <p>また、別の要件として、適正な利用を図る必要がある遊休農地が引き続き相当数存在し、下限制限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、前要件にかかわらず、別段面積を設定できるとしております。</p> <p>本市の場合、遊休農地の割合は約3%であり、他市町の状況と比べても「相当程度存在する」とはならないこと等から、本市においても、(農地法第3条第2項第5号は)該当しないと思われま。</p> <p>従いまして、農地法施行規則第17条第1項及び第2項のいずれの規定も適用できる状況にないことから、前回の決定同様、別段面積を定めず、当面の間は50アールのままとしたいと考えております。</p> <p>ご審議をよろしく願います。</p>
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第4 議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について	議長	日程第4 議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。
	議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます
	農政課職員	<p>それでは、議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明させていただきます。</p> <p>配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとなっていることから、農業委員会へ意見聴取を行うものです。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画(案)をご覧ください。なお、この資料は個人情報等が含まれるため、会議終了後に回収させていただきます。</p>
	農政課職員	<p>借受人、貸付地、存続期間等につきましては、資料のとおりでございます。借受人は、白岡市小久喜にあるアルファイノベーション(株)という法人になります。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては、平成28年7月時点の耕作面積は、農地中間管理機構を通じた土地の借り入れ等により、54,089㎡です、こちらは全てが畑で、ネギを栽培している状況です。役員の農業従事日数150日、農業従事者及び雇用労働力ですが、常時雇用者が4名、農機具等所有状況については、育苗用ハウス100㎡が1棟、集荷調整ハウス100㎡が1棟、資材置き場ハウス70㎡が1棟、トラクターが2台、出荷調整機が1台、トラックが3台等を所有しております。</p> <p>農業経営状況等から判断して、市として借受者に貸借するのは、問題ないと考えますが、農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>また、補足といたしまして、今後のスケジュールについて説明させていただきます。</p> <p>農業委員会で意見を決定後に、市より農地中間管理機構に対して、農用地利用配分計画(案)を提出します。農地中間管理機構において、利用配分計画が定められ、埼玉県に対して、承認申請をされるものです。埼玉県において、農用地利用配分計画の告示・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。</p>
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	岩上委員	平成28年10月ということであるが、今まではここは何を作られていたのか、使用状況についてわかる範囲で伺いたい。
	農政課職員	<p>今までの利用に関しては、畑及び梨畑として利用されておりました。梨畑をつぶして、ネギ畑として利用する予定となっております。</p> <p>また、利用配分計画(案)の始期の部分に、一部修正がありまして、平成28年10月3日と標記がされておりますが、正しくは、平成28年10月1日となりますので、この場を借りて修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。</p>
	岩上委員	次回以降については、合計面積を標記していただきたい。
農政課職員	ご指摘ありがとうございます。次回から合計面積を入れさせていただきます。	
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画(案)のとおり承認し、市へ回答することでご異議ございませんか	
	[異議なしという声あり]	

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案のとおり決定します。
午前9時38分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第14号から第17号に係る全ての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出に 対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回、報告は2件でございます。総会資料の8ページをご覧ください。番号1につきましては、分譲住宅のための転用です。番号2につきましては、住宅のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回、報告は2件でございます。総会資料の9ページをご覧ください。1点訂正をお願いいたします。番号1-1の権利内容について、所有権移転(売買)となっておりますが、共有物分割への修正をお願いいたします。番号1につきましては、共有物分割のための転用です。番号2につきましては、住宅のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 その他について	議長	続きまして、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 その他 についてでございますが、 ○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について ・日時 8月29日(月) 午後1時30分～午後4時00分 ・場所 羽生市産業文化ホール 大ホール ・内容 事例報告等
	事務局	出席される方を伺いたしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。毎年5名ほど参加していただいております。
	岩上委員	車は用意していただけるのか。
	事務局	事務局で用意させていただく。
	岩上委員	了解した。
	事務局	渡邊委員、白石委員、岩上委員の3名の方に出席していただけるといことで、来月総会にて集合時間等を伝えさせていただく。もし、他の農業委員の方で出席する場合には、事務局まで7月末までに御連絡をいただければと思います。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。</p>
	事務局	<p>○来月の農地改良現地パトロールについて 7/31の週は荒井委員のグループ、8/14の週は大久保委員のグループ、8/21の週は渡邊委員のグループ、8/28の週は岩上委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>来月総会についてでございますが 来月総会は、8月24日(水)午前9時となっております。 7月総会議事録署名委員の岩上委員、鈴木委員は、来月印鑑を持参してください。 以上で、協議報告事項3その他を終わります。</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>[質疑なしという声あり]</p>
	議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。</p>
	渡邊委員	<p>寺塚で、住宅敷地として販売し、農家の方が農地として購入された土地がある。所有者に農地として購入したので、何か作付してくださいとの話をしたが、何も耕作せず、雑草とりもせず、草が繁茂していた。最終的には、瓦などが置かれ、資材置場として利用されている。 そのため、お宅を訪問して、所有者に撤去してくださいと話をしているが、女性だからと馬鹿にされている。今後、どのような対応をすればよいか伺いたい。</p>
	事務局	<p>事務局としましては、購入された所有者の方に通知をさせていただき、資材の撤去、現状復旧するように指導をする。 また、渡邊委員と他の農業委員の方にも御協力していただき、所有者宅へ一緒に行っていただき、指導をさせていただければと思う。</p>
	会長	<p>法的な指導としては、どのような対応となるのか。</p>
	事務局	<p>農地法第51条に違反事項の記載がある。 まず、農業委員会で通知の送付し、是正がされればよいが、何も反応がなければ、是正勧告書を送付することになる。 また、是正勧告書を送付しても、是正が行われない場合には、県に違反事案として報告し、再度の事情聴取等を行い、是正命令書等の対応がなされることとなります。是正命令にも従わない場合には、罰金等の措置が取られることになると思う。</p>
	江原委員	<p>下大崎のコンテナが置かれている農地について、草が繁茂してきている。トラックのコンテナが5台くらい置かれており、以前は土地を購入して、購入した土地に移動するとの話であったが、その後の話はどうなっているか。草も繁茂し、周りの方も迷惑をしているので何とか対応をさせていただければと思うが。</p>
	事務局	<p>事務局でも看板を設置するなどの対応をしているが、状況は変わっていない。是正勧告書を送付して、相手に撤去を求める方法を取りたいと思う。 しかし、法的手段については、実際に罰金まで進んだ事例が県内でも稀であり、県も動くことになるので難しいと考えている。事務局だけでなく農業委員の方にも協力していただき、粘り強く違反者本人に会うなど、これ以上違反がでないようにしていきたいと考えている。 農業委員の皆様の御協力をお願いします。</p>
午前9時57分 総会終了	議長	<p>質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p>